

昭和33年

● 1958 ●

甲乙2表の診療報酬点数表が告示された。この新点数表に日本医師会は反対を表明してきたが、6月に就任した橋本龍伍厚相と武見会長との話し合いの結果、学識経験者による15人委員会が設けられて、乙表の点数表を実質的に単価1円分引き上げる修正が実現し、日本医師会は告示を承認した。8月の臨時代議員会で、「日本医師会員は乙表を採用する」と申し合わせた。

国民皆保険を目指した国民健康保険法の全面改正法が12月の国会で成立し、原案にあった二重指定制は、医師会の要求どおりに修正された。

8月には、社会保険診療報酬支払基金の理事選任問題が起こり、橋本厚相は改選理事のうち1人は日本病院協会推薦も受けたいと、日本医師会に申し入れてきたが、武見会長は「団体自治の侵害」と反対した。田宮猛雄元日本医師会会長ら医界三長老の斡旋によって、支払基金理事に限って今回は認めるが、以降は厚生省関係の審議会、協議会の医療担当側委員はすべて日本医師会の推薦とすることで、日本医師会は了承した。

● 甲乙2表の診療報酬改定

政府は1月の昭和33年度政府予算案編成の閣僚折衝で、診療報酬改定については、「厚生省案どおりの甲乙2表で4月から8.5%の引き上げを実施する」と決定した。

● 第30回臨時代議員会

第30回臨時代議員会は1月25日に、日本医師会館で開かれ、政府の予算案決定を受けて、診療報酬単価引き上げ問題と日本病院協会との対立問題を中心に、執行部から報告があり、質疑討論が行われて、決議、要望書を採択した。

□ 決議

1. 診療報酬引き上げに対する政府予算案は極めて不満である。

1. 厚生省事務当局案には、断固反対する。

1. 単価問題に対する日本医師会執行部の従来の方針を確認し、今後の対策を全面的に支持する。

よって、我々は一致結束、総力を挙げて問題解決に邁進する。

右決議する。

昭和33年1月25日

第30回日本医師会臨時代議員会

□ 要望書

国民医療の完全な実施を可能とし、もって国民福祉の向上を企図する今回の単価引き上げ問題の帰趨は、我々の希望する点に未だ甚だ遠く、しかも極めて険悪な事態にあるは遺憾である。

武見会長は、我々の信任に背くことなく、これが解決に更に格段の努力をいたされんことを望む。

昭和33年1月25日

第30回日本医師会臨時代議員会

● 第31回定例代議員会

第31回定例代議員会は4月1、2日の両日、日本医師会館で開かれ、初日は役員選挙の結果、武見太郎会長が再選された。2日目は昭和33年度予算や事業計画を可決した。

□ 役員選挙結果

議長（無投票）

当選 藤原 哲（大阪）

副議長

当選 川名 正義（千葉） 105票

次点 村上 正徳（福島） 51票

会長

当選 武見 太郎（東京） 116票

次点 谷口弥三郎（熊本） 40票

副会長（定員2名）

当選 太田 清一（神奈川） 152票

岸本 道夫（福岡） 147票

次点 広幡 修二（秋田） 4票

理事（定員8名）

当選 岡田 良介（石川） 128票

松川 金七（宮城） 120票

見元 弘尚（高知） 114票

当選 鳥潟 高城（大阪） 108票

広神 伊藤（新潟） 108票

木谷 勝次（長崎） 102票

松田 忠吉（山口） 101票

富井 清（京都） 98票

次点 天児 民博（兵庫） 95票

森 義明（愛知） 62票

佐々木一夫（岩手） 35票

常任理事（定員7名）

当選 丸茂 重貞（群馬） 153票

蓮田 茂（東京） 152票

加瀬 恭治（東京） 148票

三木威勇治（東京） 148票

遠藤 朝英（東京） 147票

岡部 慎爾（静岡） 143票

菊地真一郎（東京） 142票

次点 佐々木啓介（神奈川） 7票

監事（定員3名）

当選 石井 碩（北海道） 108票

伊地知重之（鹿児島） 104票

原田 忠男（和歌山） 91票

次点 石上 小平（千葉） 85票

● 甲乙2表の点数表告示

甲乙2表の診療報酬点数表について、日本医師会の反対にもかかわらず、堀木厚相は原案どおり告示する姿勢を変えなかった。5月22日の総選挙のあと、厚相は30日に記者会見して「新点数表は特別国会の開会前に告示する」と言明した。内閣改造前に告示するという意思表示であった。

同日、日本医師会は緊急理事会を開いて、告示はあくまで阻止する、堀木厚相が告示を強行するならば、保険医総辞退や厚生行政全般に対する不協力などあらゆる方法による闘争を展開する、との態度を決めた。

官債と保険者のための
甲表
合理化したと言がその正体は?

十月一日からの**社会保険医療費**
(改正案)
の本当の姿

国民の健康と日本の医学を守る
乙表
国民に有利と安心な点数表!!

1. 専門医学会の意見を無視した

2. 人間の病気を均一に強て商品化した

3. 安い薬の使用を強いている—80円の薬を使っても17円しか払わない

4. 稀種の病人に最も必要な化学療法は成るべくさせないようにしている

5. 重症で手のかかる病人は敬遠される

6. 軽い病気でも家族負担は重くなる

1. 健康保険30年の歴史と経緯を生かした

2. 病人と医師の良心とが正しく結ばれている

3. 病人一人一人に最も合った治療ができる

4. どんな重い薬でも使える

5. 軽い病人も重い病人も安心してかかれる

6. 家族負担が軽くなっている

日本医師会



左は甲乙丙表の本質を簡潔に説明した大衆向けポスター、
上は国会答弁する堀木厚相（2月）

武見会長はじめとする執行部の強い反対行動で、政府・自党内にも堀木厚相の告示強行への慎重論が高まり、内閣改造前の告示は行われなかった。

武見会長は6月16日、岸内閣改造で就任した橋本龍伍厚相と会談し、「15人の学識経験者による委員会を設けて診療報酬問題を検討し、政府案を修正する」と合意した。18日に初会合を開いた15人委員会に、日本医師会は修正案を提出した。甲表は原案のまま実施する、乙表の代わりに、現行点数表により単価をそれぞれ1円引き上げて、甲地13円50銭、乙地12円50銭とする。ただし、現行点数表のうち投薬と注射に関しては物と技術を分離することによって合理化する、という内容であった。

しかし厚生省は、1点単価は甲乙2表と



15人委員会の第4回目の会合
(6月24日、赤坂プリンスホテル)

も10円とする、甲表は厚生省原案どおりとする、乙表は、引き上げ分を点数表の操作によって行う、という提案を逆にしてきた。

問題の決着は厚相と自民党6役との会議に持ち込まれ、甲表は厚生省案どおり実施する、乙表も1点単価は10円とするが、内容は医師会修正案に従って修正し、甲地と乙地

で実質1円引き上げる，という結論になった。

橋本厚相は，この結論に従って6月30日，甲乙2表の新点数表を告示した。

● 国民健康保険法全面改正

政府は3月13日，国民皆保険を目指して，国民健康保険の実施を市町村の義務とする国民健康保険法の全面改正案を国会に提出した。

この改正法案は，旧法の自由契約制が改められて二重指定制が取り入れられ，「療養の給付を担当する病院，診療所，薬局は知事に申請し，指定を受けて指定医療機関となることを要す」と規定された。日本医師会はこの規定の修正を求めた。しかし，国会が4月に解散されて総選挙となったため，改正法案はいったん審議未了，廃案となった。

● 支払基金推薦委員問題

橋本厚相は8月8日，武見会長を厚生省に招いて，改選期が来た社会保険診療報酬支払基金の診療担当側理事2人のうち1人は，日本医師会と日本病院協会が同一人物を推薦することで処理してほしいと要請した。武見会長は「団体自治の侵害」と反対した。

武見会長は，デンマークのコペンハーゲン



料亭で談笑する武見会長と橋本厚相（橋本龍太郎氏提供）

で開かれる世界医師会に出席のため11日から外国出張の予定であったが，急遽取りやめて橋本厚相に支払基金理事の推薦は医師会一本にするよう迫った。

武見会長と厚相との話し合いで，田宮猛雄と高橋 明の両元医師会長と，佐々貫之関東通信病院長の医界三長老に，斡旋案を検討してもらうことになった。



三長老斡旋の経緯を説明する田宮猛雄氏
（8月22日，日本医師会館）

武見会長は，三長老の説得に応じて，支払基金の理事選任は，日本病院協会への文書が撤回できないというのであれば，やむをえない。しかし将来は日本医師会一本で諮問する。また日本病院協会からの人選は三先生におまかせする，中医協委員は日本医師会一本で推薦する，との考えを表明した。

三長老は武見会長と合意した案を厚相に示し，支払基金の理事は8月27日に，1人は日本医師会から成田 至（栃木県下都賀都市医師会病院副院長），もう1人は塩沢総一・元日本医師会副会長（東京警察病院長）が日本病院協会推薦で決まった。ただ厚相は「中医協の委員のほうはしばらく時間を貸して欲しい」と述べて，改選期が来ていた中医協委員の任

命をしなかった。

● 第 32 回臨時代議員会

第 32 回臨時代議員会は 8 月 22 日、日本医師会館で開かれ、社会保険診療報酬支払基金の理事推薦問題について武見会長から報告があったのをはじめ、診療報酬改定問題、国民健康保険法全面改正法の二重指定問題について執行部から経過報告があり、質疑討論の結果、決議を採択した。

□ 決 議

1. 日本医師会は、医界の団体自治権に関し、行政官庁及び他団体の干渉を一切排除する。
2. 医学及び医療関係の各種委員会・審議会・協議会及びその他の委員の推薦は、すべて従来通り日本医師会のみが行うことを宣明する。

右決議する。

昭和 33 年 8 月 22 日

第 32 回日本医師会臨時代議員会

□ 決 議

1. 医療の本質及び医療制度の根本に矛盾する機関指定の理念に反対する。
2. 地域社会の特質を尊重した現行制度に反する中央集権的な国民健康保険法改正を排除する。
3. 国民健康保険法改正に関する日本医師会執行部の方針を支持する。

右決議する。

昭和 33 年 8 月 22 日

第 32 回日本医師会臨時代議員会

□ 申し合わせ

われわれ日本医師会員は、日本医師会従来の主張に副う乙表の採用が望ましい。

右申し合わせる。

昭和 33 年 8 月 22 日

第 32 回日本医師会臨時代議員会

● 国保法全面改正が成立

国民健康保険法(国保法)の全面改正法案は、9月29日に召集された臨時国会に再び提案された。二重指定問題で医師会要求に従って、指定医療機関を療養担当者と改めて、申請受理でよいことに修正が行われたものの、岸内閣が提案した警察官職務執行法改正案をめぐる自民、社会両党が激しく対立して国会が空白状態のまま閉幕、また審議未了、廃案となった。さらに12月10日に召集された通常国会に三たび提出されて、12月23日に成立した。新しい国保法は昭和34年1月1日から施行された。



1 階正面の窓飾り(旧会館)